

平成30年度 調布市立第三小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童・生徒像

明るく健康な子ども
自主的に学ぶ子ども
情操の豊かな子ども

○目標策定の方針

- ・児童・生徒の実態
- ・友達と関わり合いながら進んで活動を進める。
- ・相手の意見を尊重したり、自分の意見をはっきりと伝えたりすることを苦手としている児童もいる。
- ・保護者・地域の願い
- ・いじめや差別・子供同士のトラブルを解決できる学校であってほしい。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識での教育活動
- ・いじめ防止等の対策のための組織（学級担任から学年主任が細かなことも吸い上げ、生活指導主幹・管理職に報告）
- ・軽微なものも見逃さず一人ひとりを丁寧にみていく

○教職員の指導力の向上

- ・いじめ未然防止のための研修会の実施（毎学期）
- ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料の活用

○学校の組織的対応

- ・各学級担任・専科教諭から学年主任が細かなことも吸い上げ、生活指導主幹・管理職に報告・情報共有

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・児童の自己実現が叶えられるよう日々の授業の充実を図る。
- ・道徳教育を充実させ、児童の人権意識を高める。
- ・開かれた学校作りを目指し、地域社会との連携強化を図る（授業公開、PTA活動）
- ・SNSルールを活用し、保護者と連携、協力して指導を行う。

【早期発見】

- ・いじめ防止対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主幹・各学年主任・担任・養護教諭SC）を活用する。
- ・副校長を担当者とした「いじめ相談窓口」を設置、学校便りやHPで周知。
- ・いじめに関するアンケートの実施。
- ・日々の各学級担任と学年主任、生活指導主幹・管理職との情報共有・報告。
- ・第5学年でスクールカウンセラーによる全員面接の実施。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・児童の実態及び友人関係の情報の共有化
- ・被害児童からの相談に対するアプローチやケアの検討
- ・5年生全員面接での情報共有

○保護者・地域との連携

- ・保護者とは連絡帳や電話、面談等で情報共有
- ・PTA、三小サポーターズ、民生児童委員等との連携
- ・SC, SSWの紹介

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係教職員・SCと情報を共有し、正確に把握する。 ・表面的な事象のみにとらわれず、原因の根幹を探り出す。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ防止対策委員会を行い対策方針を立てる ・対応する教職員の役割分担を考え、いじめられている児童の保護をする。（登下校時・休み時間・放課後等）。 ・全ての教職員の共通理解及び意識の向上を図る。 ・教育委員会・関係諸機関との連携を図る。 	<p>③ <被害児童・生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心感をもたせる。 ・活躍を認め、励ますことで自信をもたせる。 <p><加害児童・生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。 ・いじめが相手を傷つけていることに気付かせる。 ・原因を一緒に探り、信頼関係を築く。
--	---	---

***重大事態への対処**

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
 - ④警察や児相等との連携
 - ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

各教科	各学年、教科全般に渡って、いじめを未然に防ぐための取り組みを年間を通して実施する		「人権週間」 命と心の授業	
生活指導	いじめ防止対策委員会→ いじめ相談窓口→	ふれあい月間 あいさつ運動	ふれあい月間 あいさつ運動	ふれあい月間 人権教育指導啓発資料の配布
学校行事	入学式 始業式	運動会 3・4年遠足	始業式 5年八ヶ岳移動教室	発表会 70周年記念式典 1・2年遠足
特別活動	集団生活のルール たてわり活動・クラブ・委員会→	当番・係活動 話し合い活動→	仲良し広場 ユニセフ募金	始業式 卒業式 卒業式 修了式 人権集会（明るい三小委員会） 6年生を送る会
道徳	信頼・友情 生命尊重	生命尊重	個性伸長	生命尊重 思いやり
家庭 地域	保護者会 セーフティー教室	保護者会 開放プール	地域合同防災訓練	地域運動会 保護者会 学校公開 保護者会
生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（学校内で重篤と判断する場合、教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）				
●関係諸機関との連携 連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）				